

## 「行財政改革プラン」の具体的方策と平成21年度までの改革効果

歳出

職員数の削減

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )					
			16	17	18	19	20	21
1	職員数の削減	職員数の削減計画は、3S21計画よりも3年程度前倒しで進捗している。今回の見直しによりさらに前倒しを進める。						→
2	早期退職制度の実施	職員の前倒し削減計画を進めるため、平成16～18年度まで早期退職制度を実施する。3年間で45人以上を目標とする。			→			
効果額			531 (0)	439 (9)	254 (-112)	-167 (-432)	-212 (-648)	-269 (-1,028)

( )内は職員の前倒し削減に必要な退職手当等を除く効果額

### 年度別職員数の推移（上水道事業、公共下水道事業職員を含む市全体の職員数推移）

単位：人

年度	16	17	18	19	20	21	22
年度当初職員数 (市全体)	1,077	1,076	1,051	1,015	988	942	899

給与の見直し

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )					
			16	17	18	19	20	21
3	給料の削減	職員の給料を3年間3%削減する。		-161	-157	-150		
4	住居手当の見直し	住居費の負担がほとんどない場合にも支給されている住居手当全体について段階的に是正する。		-32	-52	-95	-90	-85
5	退職時の特別昇給の見直し	退職手当の算定にあたり、「勤続20年以上」の場合に一律的に特別昇給を行う現在の運用をやめる。	-15	-18	-24	-27	-29	-27
6	管理職手当削減の見直し	管理職手当の削減をさらに3年間継続する。削減率は部長級10%、次長級～課長級5%、その他を3%とする。		-4	-10	-10	-6	
7	勤勉手当の加算率を増減し、成果主義を導入	国の方向性を見極めつつ、職員に対し業績に対する評価を行い、勤勉手当の加算率の増減を行う。まずは加点的導入の効果をみたうえで、加減両方を行う本格実施へと移行する。						→
効果額			-15	-215	-243	-282	-125	-112

非常勤職員、外郭団体への人件費補助も同様の取扱いとする。

市役所の内部改革

単位：百万円

No	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )						
			16	17	18	19	20	21	
8	全庁的な接遇・マナー向上運動の実施	直接的な市民サービスを向上させるため、全庁的な接遇・マナー向上運動を実施する。							→
9	市民からの苦情の重視	各課への「市民ご意見箱の設置」、「全庁的な苦情処理の共有」を行う。							→
10	簡素で効率的な組織・機構への見直し	職員869人体制の前倒しにともない、効率的な運営が行える組織・機構に見直す。同時にポストレス解消の時代を迎えるため、主査、主幹、次長などのスタッフ職の廃止の準備を行っていく。							→
11	本庁業務の委託化、派遣職員の導入	本庁内業務を再点検し、定型業務等について、業務の委託化、派遣職員の導入、市民パートナーの導入を進めていく。							→
12	スピードを速める取り組み	部長の権限強化をさらに進める。また、権限の下位移譲を進め、意思決定のスピード化を行う。							→
13	行政評価制度の充実	事務事業評価の精度の向上および施策評価の導入を図る。							→
14	ベストプラクティス大会（業務改善報告大会）の開催	全庁的な業務改善運動を行い、各取り組みとその効果について発表を行う。							→



事務事業の見直し

単位：百万円

No	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )						
			16	17	18	19	20	21	
16	補助金の見直し	事業補助金、団体補助金、奨励補助金、外郭団体に対する補助金、個人補助金等の見直しを行う。全体として10%程度の削減を目標とする。							→
17	扶助費、給付金等の見直し	給付金は、自立支援の視点から見直す。また、国の補助負担金を受けて実施する扶助費であっても、当然の支出と認識せず調査等を十分に行い適正な執行に努める。							→
18	国庫補助金一般財源化事業の再検討	三位一体改革により国庫補助金が一般財源化された事業については、これまでの国基準どおりとせず、地域の特性に応じた市民サービスのあり方を再検討する。							→
19	義務教育施設の統廃合	児童生徒数、学級数において過小規模と考えられる学校については、将来見込み・立地条件等を勘案しつつ統廃合に向けて検討する。							
20	診療所の見直し	民間病院の進出により、公立診療所の役割を検討すべき時期にきている。具体的には、内科を廃止し小児科のみとする。							→
21	老人デイサービスセンターの見直し	民間の老人デイサービスセンターが増加している。民間と競合し利用者が少ない住道デイサービスセンターについて廃止する。							→
22	公立保育所の民営化	民営化の推進に向け公立・法人立保育業務の調整を行うと共に、民営化計画の策定を行う。							→
23	学校給食調理業務の民間委託	残り5校について、職員の退職状況等をみながら推進する(平成18年度2校、20年度2校、21年度1校)。							→

事務事業の見直し

単位：百万円

No	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )						
			16	17	18	19	20	21	
24	公共施設の効率的な運営	各施設について、再任用職員等による直営で行うのか、指定管理者制度を適用し民間委託で行うのか、運営方法のあり方を検討し市民サービスの向上、効率的な運営を進める。							→
25	施設の維持管理費の節減	施設管理委託の仕様書の見直し、総合管理契約の検討などコストの節減を図る。							→
26	事務業務委託の見直し	長期にわたり同一業者に委託している業務に競争性を導入する。またすでに委託している業務でも、委託せず現在の職員配置のなかでできないか改めて再点検する。							→
27	類似事業、類似施設の見直し	同一分野における類似事業の整理、類似施設の機能・役割の整理見直しを行う。							→
28	イベントの整理・見直し	イベントの事業効果、類似イベントの整理・見直しを行う。							→
29	情報化の推進	「大東市情報化推進計画」に基づき、市民サービスの向上、行政の効率化を進める。							→
30	特別会計の経常経費の削減	一般会計と同様、繰出対象となる経常経費の10%を削減する。(義務的経費を除く)							→
効果額				-97	-191	-283	-373		-373

投資的経費の抑制

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )						
			16	17	18	19	20	21	
31	公共事業の見直し	公共事業に対する国庫補助金が大きく見直される。補助を前提に事業化しているので、事業そのものの検討や地域の特性に応じた事業内容に改善する必要があるか再検討する。							→
32	市単独建設事業の重点化	義務教育施設等公共施設の老朽化が進んでいる。耐震、老朽化対策工事を重点とし、新規事業は抑制する。投資的経費をおおむね3億円程度減額し、毎年度40億円程度とする。							→
効果額			0	0	-62	-62	-62	-62	

特別会計の財政健全化

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )					
			16	17	18	19	20	21
33	国民健康保険特別会計の財政健全化	財政健全化計画の策定を行い、健全化策を進める。また真に赤字解消につながるような負担のあり方について検討する。						
34	公共下水道事業特別会計への繰り出し金の抑制	資本費平準化債の発行を検討する。						
効果額			-	-	-	-	-	-



一部事務組合事業の見直し

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )					
			16	17	18	19	20	21
35	し尿処理業務の見直し	し尿の公共下水道への直接投入施設を整備するので、その運営方法について検討する。						→
36	養護老人ホームの見直し	入所者の減少傾向、河北養護老人ホームの建て替えの難しさ等課題が多い。措置移管を検討する。						→
効果額			-	-	-	-	-	-

歳入

歳入の確保

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )					
			16	17	18	19	20	21
37	徴収率の向上	1%向上のための対策を実施する。平成17年度までに低下を止め、以後2年間で0.5%、4年間で1%アップを図る。		0	45	92	140	189
38	納税の利便性向上	コンビニ納税、口座振替の推進を図る。						→
39	適正課税の推進	課税客体の把握、調査の強化を図り、課税につなげる。						→
40	政策税制の実施	起業後数年間の法人市民税割の税率引き下げなど起業者支援税制の検討を行う。						
41	産業振興策の強化	産業・商業を活性化させるため、企業誘致のための補助金制度創設、新規の施策展開を検討する。						
42	使用料・手数料等の算定の基準化、ルール化及び適正化	使用料・手数料等の算定根拠を明確にし、見直しのルール化を図る。そのうえで、料金の適正化を図る。		5	10	10	10	10
43	使用料・手数料等の徴収の適正化	公営住宅家賃など収納率が低下している。負担の公平性の観点から滞納対策を強化する。		6	12	16	19	22

歳入

歳入の確保

単位：百万円

NO	事務事業名等	見直しの内容	検討( )・推進( )					
			16	17	18	19	20	21
44	受益者負担の適正化	特定の個人に受益があり、市民負担を求めべき事業について見直しを行う。			20	20	20	20
45	市有地の売却等	利用目的のないあるいは利用度の低い土地の売却を進める。また市有地の貸付け料の適正化が必要な物件については是正する。						
効果額			0	11	87	138	189	241

効果額合計	合計額		16	17	18	19	20	21
	歳出	-1,981	516	127	-242	-794	-772	-816
	歳入	666	0	11	87	138	189	241
	合計	2,647	-516	-116	329	932	961	1,057